

日本保健福祉学会誌 編集規程

(投稿資格)

1 本誌への投稿の資格は共著者も含めて日本保健福祉学会の会員に限る。ただし、依頼原稿等についてはこの限りではない。

(投稿論文の制約)

2 他誌に発表された、または発表予定の論文の投稿は認めない。また、本誌に掲載され、または掲載予定の論文の他誌への発表も認めない。

(投稿原稿の種類)

3 本誌には保健福祉に関係のある、原著(Original article)、論説(Sounding board)、研究ノート(Preliminary report)、総説(Review article)、資料(Observation)、特別論文(Special article)、会員の声(Letters)などを掲載する。あわせて学会情報、その他、会員の研究活動に関連する記事を編集掲載する。ただし編集委員会がとくに必要と認めた場合にはその限りではない。

- (1) 原著は独創的な新しい知見をもつ研究論文とする。
- (2) 論説は保健福祉政策・動向などについての提案・提言とする。
- (3) 研究ノートは原著研究の短報、手法の改良・手法の提起に関する論文とする。
- (4) 総説は研究・調査論文の総括と解説とする。
- (5) 資料は保健福祉に関する調査報告・事例報告・記録上重要なもの、または会員に参考になる社会科学、自然科学に関する記録やまとめとする。
- (6) 特別論文は1～4の範疇に属さないが編集委員会が掲載に値すると認める論文とする。
- (7) 会員の声は掲載論文に関する意見、その他保健福祉分野における意見とする。

(掲載の採否)

4 投稿原稿の採択及び掲載順は編集委員会において決定する。掲載原稿の著作権は本学会に帰属する。本学会が複製及び公衆送信を第三者に委託した場合も同様とする。ただし、著作者は著作権が本学会に帰属する著作物を自ら利用することができる。

(審査結果の通知と再投稿)

5 審査結果は別に定める書式によって、投稿者に必ず通知する。修正論文の提出期限は、審査結果の通知から6か月未満とする。6か月以上経過した場合は取下げとみなし、提出された修正論文は新規投稿として扱う。

(投稿料、掲載料)

6 投稿の際は、連絡通信事務費(投稿料)5,000円を原稿送付と同時に、ゆうちょ銀行00130-8-356452(日本保健福祉学会)に納入し、振込用紙の領収書のコピーを同封する。掲載料は、刷り上り4頁までは無料、それ以上は印刷実費を徴収する。ただし写真については枚数にかかわらず印刷実費を徴収する。別刷は著者の負担とする(学会誌発刊時一部100円)。

(校正)

7 初校は著者が原稿の控えを用いて行う。ただし校正の際の加筆・修正は認めない。二校以後は著者校にもとづいて編集委員会が行う。なお、投稿原稿は返還しない。